

輪島市監査公表第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、
輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項
及び同基準第17条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和5年3月20日

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 森 正樹

定期監査結果報告

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査実施日

令和4年11月2日

3 監査対象

市立輪島病院、上下水道局

4 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

5 監査の実施内容

令和4年度の事務事業（令和3年度の関連分を含む）について、事前提
出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取
し実施した。また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

6 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、概ね適正に執行さ
れていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり改善について検
討を求める事項として「意見」とする。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

【市立輪島病院】

「意 見」

べき地の病院は不採算の医療も提供することが責務である。救急医療や産婦人科等の医療の提供を維持するためには、引き継ぎ企業会計としての医療収益の確保に努めていただきたい。

【上下水道局】

「意 見」

輪島市水道事業、下水道事業経営戦略においては平成 29 年から向こう 10 年間の戦略が既に作成されているが、6 年経過した現在の数値は計画とは大きく乖離しているため、現状に合った経営がされるよう、見直しを検討しながら事業を進めていただきたい。